

令和6年定額減税特別号 給与等の源泉徴収で定額減税による控除を受ける皆様へ

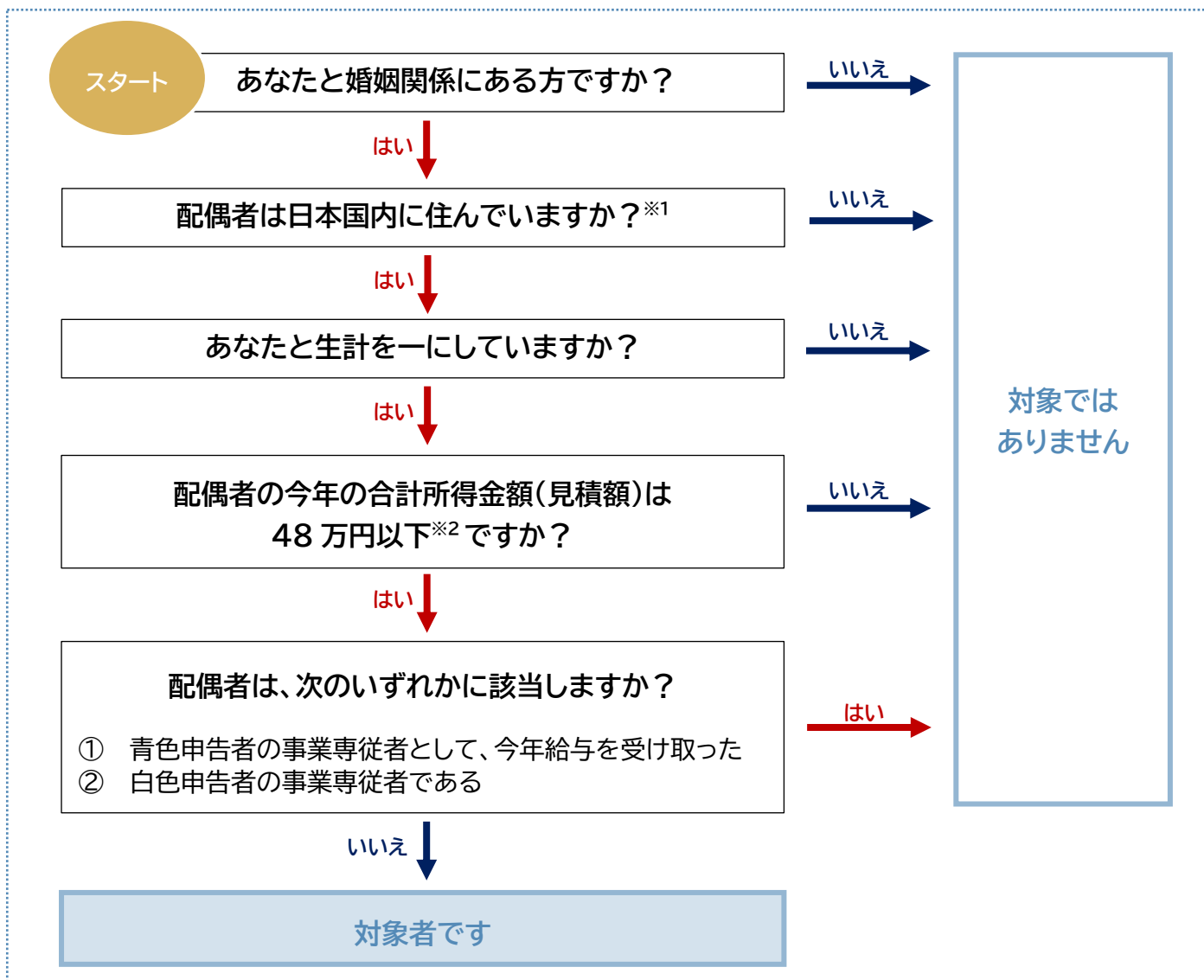
対象となる家族の早見チャート



令和6年は定額減税が実施されます。定額減税の額は、納税者本人の他、納税者が“扶養している家族”分も含めて計算します。この場合の“扶養している家族”は、所得税や社会保険等における扶養親族等と、少し範囲が異なります。

そこで、定額減税の適用対象となる給与所得者の方が、ご自身の所得税の定額減税において、ご家族の分を含めるかどうか（対象者かどうか）確認できる早見チャートをご用意しました。配偶者については下のチャート、それ以外のご家族は次ページのチャートでご確認ください。

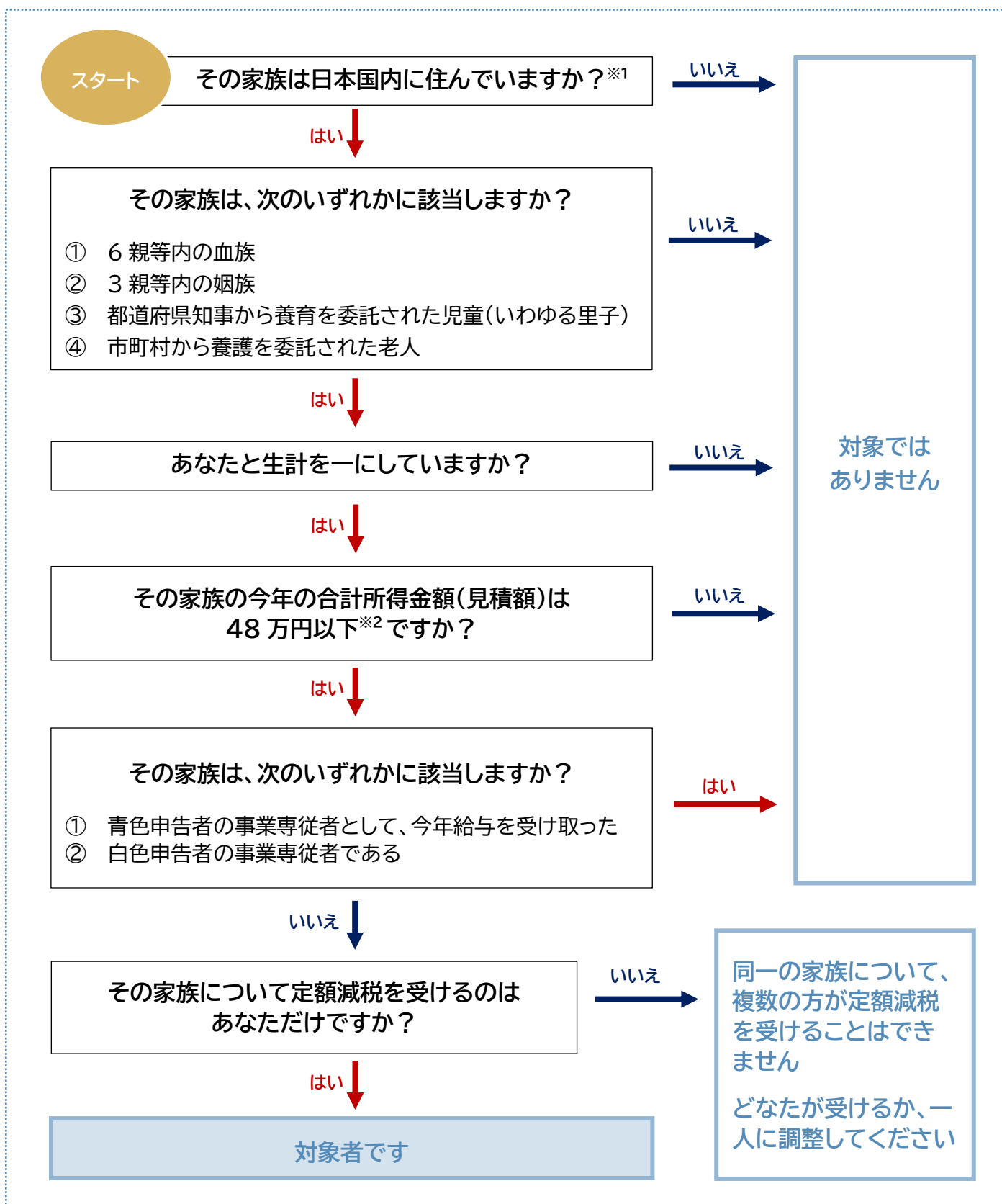
配偶者の判定



※1 日本の居住者のことを指します。居住者とは、日本に住所のある方、または、現在まで引き続き1年以上日本国内に居住している方をいいます。

※2 給与のみの場合は、その給与収入が103万円以下ならば、合計所得金額が48万円以下となります。

配偶者以外の家族の判定



※1 日本の居住者のことを指します。居住者とは、日本に住所のある方、または、現在まで引き続き1年以上日本国内に居住している方をいいます。

※2 給与のみの場合は、その給与収入が103万円以下ならば、合計所得金額が48万円以下となります。

これらの判定は、6月1日以後最初に支払う給与等の事務処理時点で行い、最終的には原則令和6年12月31日時点の現況に基づいて行います。年の途中で生じた変更については、年末調整または確定申告で調整を行うことになります。